

(案) 防災におけるNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック (H30 内閣府防災担当)

➤ 災害対策基本法

第5条の3（国及び地方公共団体とボランティアとの連携）

国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努めなければならない。

第40条（都道府県地域防災計画）

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

第42条（市町村地域防災計画）

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

このため被災自治体には、被災者支援にあたる主体として、他自治体からの支援・応援を受け入れて被災者支援を実施するだけでなく、行政のみでは対応できない分野でボランティアとして被災者支援を実施する災害VC（社会福祉協議会）、NPO・ボランティア等の多様な主体が行う支援活動との連携・調整に努めることが期待されます。

災害時における行政の役割	
行政の役割	ボランティア活動との関連
被災状況等に関する情報収集・情報発信	ボランティア活動従事者に対する情報提供 支援活動の円滑化
災害対策本部の設置・運営	災害対応・被災者支援活動に関する方針決定 ボランティア活動の調整
災害規模に応じた応援要請 (業務量増加に応じた人員の確保)	行政機能の回復 災害応急業務の遂行
被災者の支援	ニーズの全体像把握 ボランティアへの情報提供
支援活動を実施する組織・ 団体等の活動環境整備	各種被災者支援策の実施 資金・資機材・情報等の供与による ボランティア活動の促進

被害が大規模・広域的なものとなるほど、災害時に行政が行うべき業務量が膨大なものとなり、災害対応・被災者支援・さまざまな支援活動の調整を行うことは困難となります。例えば、多数の被災者を受け入れるため多数開設される避難所の管理・運営業務の全てを行政職員が直接行おうとすると、被害状況調査やインフラ・ライフラインの復旧、罹災証明の発行など他の災害対応

〔厚生労働省〕
～●●市からのお知らせです～

(別添1)

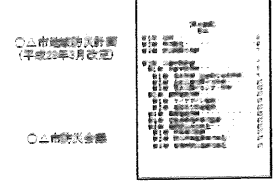
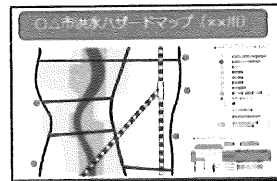
水害や土砂災害から命を守るために！

～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～

ステップ ①

施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。

- 市が作成しているハザードマップや地域防災計画を見て、河川が氾濫した場合には何m浸水してしまうのか、土砂災害が起こりやすい場所ではないか等、施設の立地場所には、どのような危険があるのか確認しましょう。
- 市が指定している避難場所※1を確認し、そこまでの経路や移動手段について計画しておきましょう。
- ホームページ等で危険性や避難場所の確認ができない場合は、●●●までお問い合わせください。(裏面)



※1 災害種別ごとに異なりますので、ご注意ください。

ステップ ②

●●市から発令される避難情報※2について確認しましょう。

- 市から発令される避難情報には、以下のものがあります※3。

避難準備情報

避難勧告や避難指示を発令することが予想される場合

避難勧告

災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合

避難指示

災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

- 社会福祉施設などでは、自力避難が困難な方も多く利用されており、避難に時間を要することから、「避難準備情報」が発令されたら、避難を開始してください※4。

※2 避難情報の入手方法については、裏面をご確認ください。

※3 必ずしも、この順番で発令されるとは限らないので、ご注意ください。

※4 「避難準備情報」等が発令されていなくても、身の危険を感じる場合は避難を開始してください。

ステップ ③

もしもの時に備えて考えておきましょう。

- 例えば、以下のような状況も考えられることから、緊急的な対応について、事前に考えておきましょう。

例1:大雨等により、避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くのより安全と思われる建物(最上階が浸水しない建物、川沿いでない建物等)に移動しましょう。

例2:外出すら危険と思われる場合は、施設内のより安全と思われる部屋(上層階の部屋、山からできるだけ離れた部屋)に移動しましょう。

参考

避難に関する防災情報の入手方法について

●●市からの防災情報

□●●市の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●市内の防災情報について掲載しています。

なお、電子メールによる防災情報の配信サービスも行っておりますので、この機会にご登録ください。

<登録方法>

□防災無線や広報車等

防災無線や広報車等を使用し、情報をお伝えしています。

その他の機関からの防災情報

□●●●県の防災ウェブサイト

http://www.●●●●●●●●

●●県内の防災情報について掲載しています。

□気象庁ホームページ

http://www.jma.go.jp

警報・注意報、台風情報、解析雨量など、気象庁が発表している防災気象情報を掲載しています。

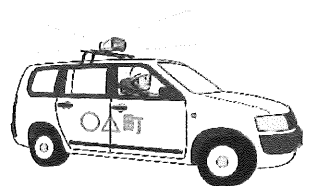
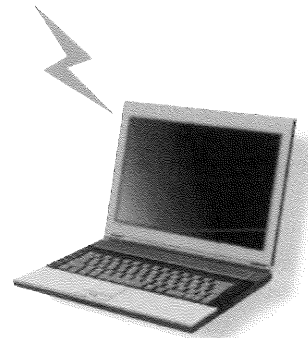
□国土交通省防災情報提供センター

http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/

警報・注意報、気象情報、河川情報、降水ナウキャスト等を掲載しています。

□テレビ

ニュースや天気予報番組だけでなく、データ放送では、気象情報や防災情報について常時放送しております。



【お問い合わせ先】 ●●市役所 ●●課 ●●係
 (●●県庁 ●●課 ●●係)

電話：●●●-●●●-●●●●
 電話：●●●-●●●-●●●●

公民館がまちづくりの中心となる事例 ～新居浜市泉川公民館の取組～

経緯 ・補助金減少、地域の環境悪化、社会教育関係団体の高齢化等により、地域の組織の再構築が必要になる
・地域の現状を知るため全戸対象アンケート調査を実施し、その結果を分析し、住民による熟議により地域課題を抽出

泉川地域の課題

- 1 地域福祉の充実
- 2 環境美化の推進
- 3 安全・安心の確立
- 4 健康づくり
- 5 子供の育ちを支える

先進事例も参考にし、地域自ら課題を解決する「地域主導型」のまちづくりを目指し、泉川まちづくり協議会を設立

公民館とまちづくり協議会の関係 泉川まちづくり協議会

市役所
自治会
学校
団体
社福
民生
消防団
NPO 等

- ・安全安心部会
- ・環境美化部会
- ・地域福祉部会
- ・健康づくり部会

- ・子ども支援部会
- ・生涯学習部会
- ・総務部会

連携



公民館の職員が中心となり、まちづくり協議会の総合事務局としてコーディネート役を担っている。

まちづくり協議会 部会の主な取組

○ 安全安心部会では、児童と住民と一緒に安全マップの作成など、子どもから高齢者まで安全と安心が確保できるよう取組を行った。また、防災訓練は中学校、消防団との連携して実施することが定着。

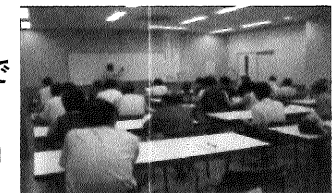
○ 子ども支援部会では、学校支援地域本部を活動を支援するとともに、リーダー研修等開催。

○ 健康づくり部会・地域福祉部会では、医療・介護費の削減を目指し、住民自身による意識調査やワークショップ、ウォーキングの実施など、慶應大学、社福、民生委員等とも連携して地域ぐるみで健康寿命の延伸に取り組んでいる。

○ 環境美化部会では、花いっぱい運動として、域内の国道を中学校と地域住民が協働して、花植え。

○ 生涯学習部会は、各部会が地域課題を解決するために、介護、認知症予防等の啓発を目的に地域の民生・見守り、自治会、福祉施設関係者、報道機関等福祉関係者も参加して介護研修センター職員による講演会を開催。

○ 総務部会は、自治会のブロック長と各部会長で構成し、情報共有と地域住民への周知を図っている。



評価と成果・・・地域の風土に明らかな変化が

「自分達の地域は自分達の力で」を皆が口にするようになる。

- 1 子どもから高齢者までみんなで活動する機会が増えた。
- 2 受益者意識が薄れ、当事者意識が芽生え、膨らんできた。
- 3 子どもが地域で活躍し、学校支援地域本部も定着した。
- 4 タテ割り意識だけでなく、ネットワークのメリットが実感された。
- 5 前例踏襲だけでなく、新規創造へチャレンジが増えた。
- 6 学ぶことが実践に結び付く「知の循環型社会」へ展開中。
- 7 同志の縁が増え、仲間との交流が拡大した。

地域公共交通に求められる役割

地域住民の移動手段の確保

運転のできない学生・生徒や
高齢者、障害者、妊婦等の
交通手段の確保

コンパクトシティの実現

諸機能が集約した拠点どうし、
あるいは拠点と居住エリアを結ぶ
交通手段の提供

まちのにぎわいの創出や健康増進

外出機会の増加によるまちのにぎわいの
創出や、「歩いて暮らせるまちづくり」
による健康増進

人の交流の活発化

観光旅客等の来訪者の
移動の利便性や回遊性の向上により、
人の交流を活発化